

## 前 書 き

我が国の政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）は、「政府開発援助大綱」（平成4年6月30日閣議決定）に基づき、開発途上国の自助努力の支援を基本として、これらの国における人造りや社会経済基盤及び基礎生活分野の整備等を通じた健全な経済発展の実現等を目的として実施されてきた。同大綱は、平成15年8月に改定され、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的とし、開発途上国の安定と発展に積極的に貢献することとされた。

政府開発援助（ODA）は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等多様な援助形態の下、外務省、財務省、経済産業省等13府省と独立行政法人国際協力機構や国際協力銀行等多くの関係機関により実施されているが、我が国の厳しい財政事情等を反映して、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）等において、量から質への転換の必要性が指摘されている等、その改革と見直しが続く重要な課題となっている。

このため、政府開発援助（ODA）については、効果的かつ効率的に実施する観点から、「政府開発援助大綱」において、各援助形態等の有機的連携・調整を図ることと、「政府開発援助に関する中期政策」（平成11年8月10日閣議報告）において、  
（ ）各援助形態を一体的にとらえた国別援助計画を順次策定し、公表すること、  
（ ）各種協力形態・機関間の有機的な連携を一層促進すること、  
（ ）政府全体を通じた連携・調整のシステムの確立を図ること、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）において、関係府省間の協力関係の緊密化等を図ること、とされているなど、政府全体としての取組により、その総合性を確保することが求められている。

この政策評価は、政府開発援助（ODA）について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。